

令和 8 年度
(2 0 2 6)

防犯及び防災計画

大阪府立八尾支援学校

(1) 令和8年度 大阪府立八尾支援学校 防犯及び防災計画

1 目 的

本計画は、火災、風水害及び地震等による災害（以下「災害」という。）及び不審者進入等の特別警備体制を要する事態が発生した場合に、本校教職員が児童・生徒の安全を確保し、学校施設及び設備の被害を最小限に処することを目的とする。

2 災害警備対策組織等

前項の目的を達成するための災害・警備対策組織及び配備体制等は、次のとおりとする。

(1) 災害警備対策本部の設置

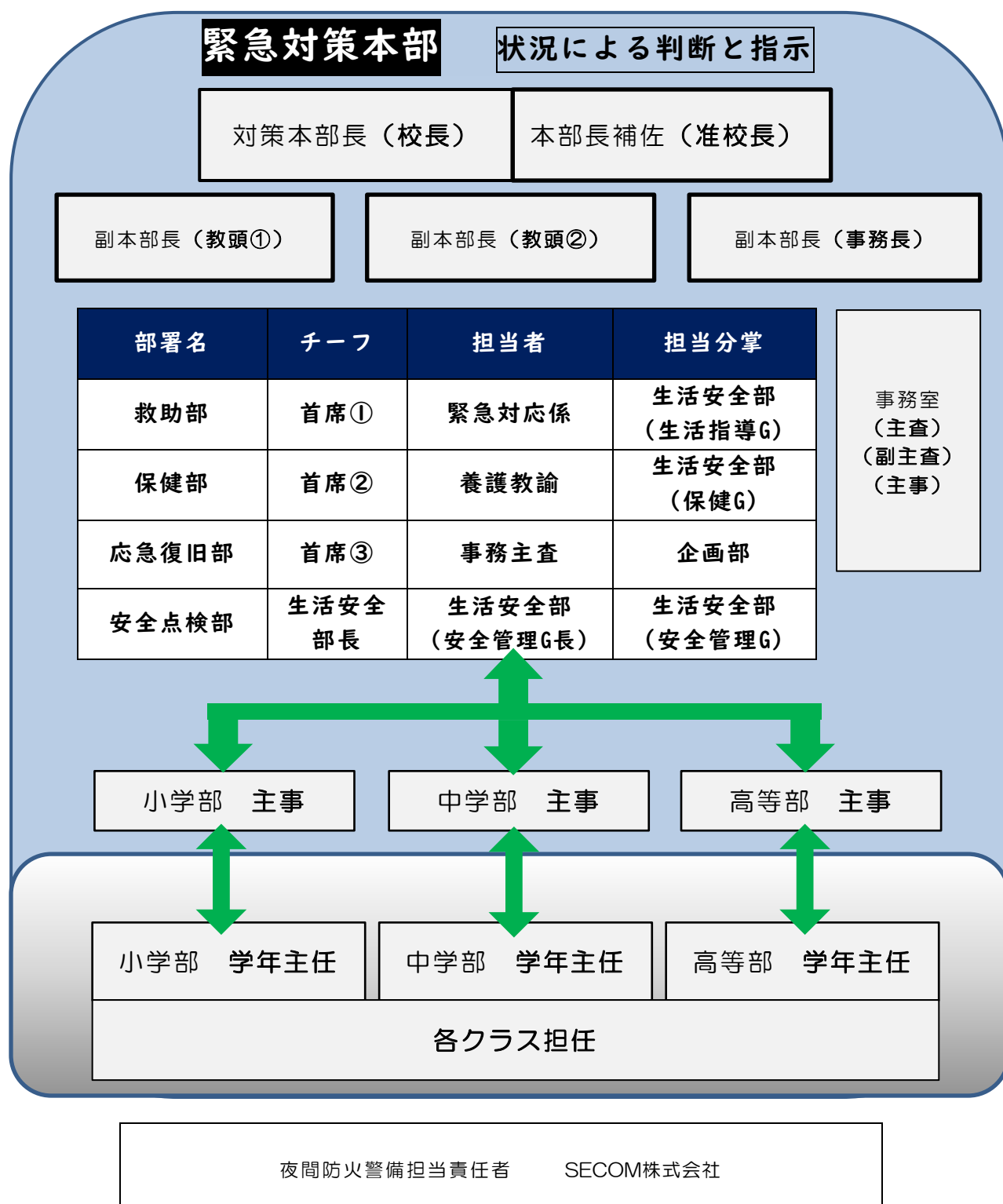
- ① 校長は、災害及び非常事態が発生し、又は発生する恐れのあるとき並びに府教育庁又は関係機関から警備防災についての指示があったときは、災害警備対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- ② 本部は、校長、准校長、教頭、事務長、首席、部主事及びその他若干名をもって組織する。
- ③ 本部長は、校長とする。本部長補佐を准校長、副本部長を、教頭及び事務長とし、本部長が不在の場合は准校長あるいは、副本部長が、本部長の職務を代行する。
- ④ 本部員は、本部長の命を受けて、情報の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等に当たる。

(2) 教職員の配備体制及び参集

- ① 教職員の配備体制及び配備人員はおおむね次のとおりとし、配備区分は、本部長が指令する。
 - 1 非常1号配備・・・配備員は置かないが、情報収集に努め、全教職員が緊急連絡等を受けられる態勢を強化する。
 - (1) 配備時期
災害及び非常事態発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき
 - (2) 配備体制
通信情報活動を実施する体制
 - 2 非常2号配備・・・校長、准校長、事務長、教頭、第2非常配備動員。
 - (1) 配備時期
災害及び非常事態発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
 - (2) 配備体制
災害及び非常事態を防御するため、通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備
 - 3 非常3号配備・・・校長、准校長、事務長、教頭、首席、部主事、勤務可能な教員全員
 - (1) 配備時期
小規模の災害及び非常事態が発生したとき
 - (2) 配備体制
小規模の災害・非常事態の応急対策を実施する体制
- ② 教職員は、勤務時間外において災害及び非常事態が発生したとき、若しくは発生する恐れがあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、病弱者、その他特別の事情のある者を除き、速やかに学校に参集すること。

- ③ 校長は教職員の非常招集の連絡、伝達方法及び警備・防災対策組織をあらかじめ教職員に周知する。

(3) 配備組織（分担組織）



(4) 教職員・児童・生徒・家庭・関係機関への伝達連絡方法

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 教職員緊急連絡網 | マチコミメールを利用 |
| ② 児童・生徒の家庭緊急連絡網 | マチコミメール及び担任より電話で連絡する。 |
| ③ 関係諸機関の緊急連絡先 | 末項に記載のとおり |

3 児童・生徒の安全確保

(1) 火 災

① 勤務時間中に火災が発生したときは、発見者は速やかに報知器・校内電話等で本部に知らせる。

② 分担任務

ア 副本部長は、生活安全部員と連携し、火災発見又は報告を受けた場合は、本部長の指揮により直ちに全教職員に急報し、消防署に連絡するとともに、警察署及び大阪府教育庁に速報する。

イ 火災時の校内通報は、非常ベル、放送による。

ウ 副本部長は、生活安全部員と連携し、平素より避難場所及び避難経路を把握するとともに、これを要避難者に熟知させ、火災発生時に避難誘導係を指揮して児童・生徒を安全な場所に避難させる。

エ 副本部長は、生活安全部員と連携し、負傷者の救護については常に応急資材を準備し、災害発生時に負傷者等に応急措置を施し、救護係を指揮して安全な場所へ輸送するほか、負傷の程度に応じて救急車依頼等の措置をとる。

オ 以上の他、2の(3)に示す各係員は、全力を挙げて分担事務を遂行する。

③ 勤務時間外に火災が発生した場合は、警備要員（警備要員配備時間外の時は警備会社）からの連絡によるほか、2の(2)の②により所要の臨機の措置を取る。

また、校長はその状況に応じて、登校について適切な指示を与える。

(2) 風水害

① 児童・生徒の在校時の措置

ア 災害状況を児童・生徒に周知することに努め全員を掌握する。

イ 状況に応じて授業停止・避難誘導等の処置を的確に行う。

ウ 災害が広範囲にわたり、交通機関が途絶え、通学バスの運行も不可能になった場合、保護者が迎えにくるまで、児童・生徒を保護管理する。

② 児童・生徒の登校前の指示

ア 必要に応じて児童・生徒の保護者へマチコミメールまたは、電話を通じ、臨時休業の指示を周知させる。

イ 台風襲来等が前日に予想されるときは、校長は状況に応じ、児童・生徒下校時に翌日の登校について、適切な指示を与える。

ウ また、状況に応じ、教育委員会が報道機関を通じて指示することがあるので、午前6時又は7時のニュースは特に注意するよう指示する。

エ 午前7時に大雨・土砂災害に係る危機警報・特別警報（警報レベル4・5）、暴風警報又は特別警報、その他警報レベル5の警報が発令されているときは、必要に応じて臨時休業の措置を講ずる。

オ その他の場合は、児童・生徒及び教職員の連絡網を通じて適宜通知する。

③ そ の 他

- ア 通学バスが運行中事故にあい、時間が遅れるとき、又は運行不能になったときは、連絡を受け次第、緊急対策本部を招集し、対応する。また、児童・生徒の家庭の緊急連絡網により関係する児童・生徒の家庭へ連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
- イ 各班・各係の任務は、火災の場合に準ずる。

(3) 地震

① 予防措置（安全点検は月に1回定期的に行っている）について

地震による倒壊・落下による危険箇所の把握に努め、予防の措置をとる

- ・ 天井材（仕上げボード）に破損等の異常の有無
- ・ 照明器具に変形、腐食等の異常の有無
- ・ 窓ガラスのひび割れ等の異常の有無・ 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー、照明、建具等）の倒壊・落下危険箇所の有無。
- ・ 外壁にひび割れ等の異常の有無
- ・ 戸棚・ロッカー等の倒壊危険の有無
（収納棚等は、取り付け金具で壁や床に固定しているかの有無）
- ・ 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- ・ 理科室の実験器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
- ・ 薬品庫の薬品容器数の確認と転倒防止措置の有無

② 地震に備えての準備用品の配置について

準備品	内 容	保管場所
医薬品・担架 毛布・AED・その他	救護用に医薬品を確保しておく	保健室等
ハンドマイク ロープ、懐中電灯 その他（防災用品）	震災用として確保し、その他の準備品と一緒に保管しておく	共用倉庫 及び 事務室

③ 第二次避難場所を含めた避難場所について

- ・ 地震想定時の避難場所

第一次避難場所	本校グラウンド又は本校体育館
第二次避難場所	広域避難地：恩智川治水緑地（福万寺町）＝徒歩で約20分 第2避難所（山本コミュニティセンター）

- ・ 津波等浸水被害が想定される場合の避難場所

第一次避難場所	本校建物の2階以上に避難 ・ 小学部棟は、集会室へ避難 ・ 作業棟1階は第3美術室へ避難 ・ 管理棟1階は図書室へ避難 ・ プレハブ棟は第1美術室・音楽室など管理棟3階へ避難
---------	---

④ 被災者の受入れについて

使用場所	本校体育館
使用目的	被災者の避難場所、負傷者・病人の応急措置
配慮事項	負傷者、病人、障がい者を有する人に対しては特別教室等の使用

⑤ 地震発生時の対応について

ア、授業中に地震が発生した場合の基本行動

措置	管理職の基本的行動	教職員の基本的行動
安全確保 (1次)	(1)火気使用器具の始末 (2)初動体制に必要な指示命令	(1)地震発生と同時に児童生徒を机の下などに避難 (2)火気使用器具の始末
避難誘導 (2次)	(1)校舎及び周囲の状況確認 (2)第一次避難場所へ避難開始の命令	(1)教室内外の状況確認、避難準備 (2)児童生徒に防護措置（ヘルメット等を頭上に）をとらせ、避難路に従い避難
安全確認 (3次)	(1)避難終了時の確認 (2)二次災害の情報収集、 第二次避難場所へ移動の是非の判断	(1)出席簿携行、人員点呼、異常の有無を本部へ報告 (2)負傷者の確認、応急手当

イ、休憩中地震が発生した場合の基本行動

安全確保 (1次)	(1)火気使用器具の始末 (2)本部員以外は校庭及び体育館等に急行し、児童生徒の安全措置を講じる措置を講じる。	(1)教室→校庭に直行 (2)火器使用器具の始末 (3)出入口の確保
避難誘導 (2次)	(1)本部員は児童生徒、校舎の被害状況把握及び必要な措置命令 (2)本部員以外は状況により、児童生徒に教室に戻るよう指示	(1)地震終了後、混乱を静め人員確認 (2)教室での児童生徒把握、負傷者等の措置 (3)本部からの指示を待つ。
安全確認 (3次)	(1)授業中に準じた措置 (2)災害の状況にもよるが、災害対策本部からの指示に従う。	

ウ、場面別の教職員の行動及び指示内容について

校内	場 面		教職員の指示と行動及び体制等
	登下校中		・学校にいる教職員は、校内、学校近くの児童生徒の安全を確認する。 ・保護者に連絡できる方法があれば、学校で保護している旨を連絡する。 ・通学方法が異なることを踏まえ、各々の場合についても、教職員の体制連絡方法等を整備しておく。
	授業時間中	ホームルーム教室	・落下物等の危険から、近くにあるもので頭を守ることや、机の下へ避難することを指示する。 ・心の安定を図る言葉をかけて、児童生徒の掌握に努める。
		特別教室	・周囲の状況が、普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示等の声は大きく的確にする。 - 火をすばやく消す。火気使用器具の始末。
		体育館	・大きな声で窓や壁際から素早く離れさせ、安全なところへ移動させ、出口に誘導する。 ・体育館から移動させた児童生徒を安全な場所に集め、人員を確認する。
		校 庭	・建物、体育施設、器具等から速やかに離れ、中央部に集合するよう的確に指示する。
	休憩時間中		・放送等で避難方法、避難場所を指示する ・トイレにいる児童生徒の掌握に留意する。
	その他の活動中		・学習中に比べ指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえ、放送等で避難方法、避難場所を大きな声で的確に指示する。

校 外	校外学習 社会見学	・建物、地理等に不知であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、集団で行動させることを明確に伝達する。
	修学旅行 宿泊学習等	・建物、地理等に不知であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、ハンドマイク、放送等により避難の方法について指示するとともに教職員は児童生徒の安全を確保する。
	通学バス	・車内の安全を確保するとともに、2次災害を考慮して安全な場所への避難・誘導に努める。

エ、 学校待機・下校（引継ぎ）について

情報発信方法	ホームページ及びマチコミメール（登録者）及び電話
震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護する。
震度4以下	原則下校させる。通学バスの経路や通学路をはじめ地域の被害状況をみて、対策本部長が適切に判断する。緊急メール等で保護者に連絡する。

学校に待機させる場合の留意点

- ・不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるように学校医等との連携を図る。
- ・待機が長時間に及ぶ場合、食料の確保や非常用備蓄品を活用して、宿泊の対応等も考えておく。

緊急時引き継ぎカードについて（八尾支援学校BCPを参照）

- ・各学部の入学時に各家庭へ配布し、提出後は学校保管とし、緊急時に活用する。
- ・内容については、毎年度、担任より最新の情報に更新されているか、確認を行う。
- ・引き継ぎの際は、確実に保護者へ児童、生徒を引き継ぐように十分注意する。引き取り者が面識のない方の場合、緊急時引き継ぎカードの記載内容と免許証等の本人確認ができるもので照合し、引き継ぎを行う。なお、緊急時引き継ぎカードに名前の記載がない代理者等が、児童、生徒を引き取りに来た場合などは、保護者への電話確認を行うなど、慎重に子どもの引き継ぎを行う。

オ、安否確認（週休日、休日又は夜間）の方法について

- ・安否確認の必要性がある時は、教員が学校に参集し児童・生徒宅へマチコミメールにて連絡を行う。
- ・安否が不明な児童生徒については、個別に情報収集を図る。

（４）津波等浸水時の対応

小学部棟は集会室、作業棟 1 階は第 3 美術室、管理棟 1 階は図書室、プレハブ棟は第 1 美術室・音楽室などの管理棟 3 階に避難する。

（５）不審者等非常事態

① 予防措置

- ア 児童生徒の在校時間中は正門・裏門ともに閉門とし、ダイヤルキーで施錠する。
- イ 保護者、定期関連業者は入校許可証を提示し携帯する。
- ウ 外来者は、門扉インターホンを通じ学校関係者の許可を受けた後、外来者名簿に記入の上、名札を着用する。
- エ 教職員は、外来者に声をかけ反応を観察する。
- オ 生徒がいる間は常駐警備員を配備し校門付近の警備及び校内巡回警備を行う。

② 不審者発見等非常事態が予測されるとき

- ア 近在の教職員に応援を求め、管理職に連絡する。
- イ 管理職は校内放送で全教職員に周知させるとともに不審者等の行動抑制を図る。
- ウ 侵入者対応教員は現場に行き、該当者の観察を継続する。
- エ 警察に巡回の要請をする。

③ 非常事態発生時

- ア 発見教職員は事態発生を、パーソナルアラーム、放送等を用いて通報する。
- イ 近在の教職員は応援、情報収集、連絡にあたる。
- ウ 全教職員は児童生徒の安全確保につとめ、侵入規制、避難経路の確保にあたる。
- エ 本部は避難場所を指示し、関係諸機関への通報にあたる。

4 学校の施設・設備等の保全

- (1) 電気配線及び火災報知器・消火器の定期点検並びにその他火気施設の点検整備を行う。
- (2) 施設及び設備保全のための各責任者については、別途定めるところによる。
- (3) 校舎内外の避難経路については、別途定めるところによる。
- (4) 台風襲来等災害があらかじめ予想される場合の措置。
 - ① 窓・出入口の点検、固定等を行う。
 - ② 排水溝の整備、断水・停電に対する処置をおこなう。
 - ③ 火元の始末等防火管理に留意する。
 - ④ 重要書類、重要物品の管理と処置を適切に行う。
 - ⑤ 被災者の校舎使用についての対策を行う。
- (5) 災害があった場合は、児童・生徒の避難誘導をするとともに施設設備の保全に努める。

5 災害があった場合の措置

- (1) ① 自然災害による被害想定について、本校は津波・高潮、土砂災害等はいずれも被害想定無し。洪水については、大和川及び第二寝屋川が氾濫した場合、0.5～1mの浸水被害を想定している。
- ② 本校は、避難所の指定はされていない。
- (2) ① 各室の責任者・部主事は被害の状況等を速やかに本部長に報告する。
- ② 本部長は、児童・生徒の安全確保に努めるとともに、速やかに対応策をたて授業再開のための措置に努める。

(3) 非常事態優先業務（府立学校版業務継続計画：BCP）

非常時優先業務

本校の非常時優先業務を表に示す。

表 府立学校の非常時優先業務と必要職員数

フェーズ	非常時優先業務		必要人数
	災害応急対策業務	優先度の高い通常業務	
フェーズ1 (3時間まで)	○初動対応、緊急対策本部の確立 ○教育委員会への一報 ○児童生徒の安否確認 ○教職員の安否確認と参集状況の把握 ○児童生徒及び教職員の避難誘導 ○通信手段の確保	○全児童生徒の家庭との連絡 （マチコミメール、電話、学校ホームページ等）	15

	○負傷者の応急処置 ○取り残された児童生徒及び教職員の救出・救命 ○医療機関への連絡及び搬送 ○執務スペースの確保 ○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示、避難者の誘導等 ○関係機関からの情報収集及び発信 ○市町村、公共機関との連絡・連携		
フェーズ2 (24 時間 まで)	○児童生徒等の家族の安全確認及び保護者等の対応（引き継ぎ等を含む） ○施設の被害状況の把握、教育委員会への報告及び二次災害防止対策の実施 ○衛生環境の整備 ○備蓄物資の配付等 ○保管している薬、衛生グッズの管理等 ○通学路（公共交通機関等）に関する情報収集 ○安全な下校ができない残留児童生徒に対する食糧、薬剤、衛生品、<u>医ケア対象児童生徒の医ケア物品</u>等の準備（障がいのある児童生徒への対応） ○非常電源の確保 ○残留児童生徒及び教職員の宿泊対策（暖房器具、投光器、仮設トイレ等）	○児童生徒の健康管理・衛生管理 ○児童生徒の安全な下校（<u>通学バスの対応含む</u>） ○公文書の管理	21
フェーズ3 (72 時間 まで)	○<u>通学路、バス通学経路の確認及び代替経路の確保</u> ○学習環境（教室等）の整備 ○備蓄食糧の消費計画作成 ○児童生徒の健康管理 ○衛生環境の管理 ○学校再開のめど等を保護者へ周知 ○ボランティア等の受け入れ ○教育活動再開に向けた教育委員会との連携	○学習活動正常化へ向けた受け入れ態勢の整備 ○児童生徒の家庭の被害状況等の把握	16
フェーズ4 (1週間まで)	○学校活動再開（もしくは一部再開） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理 ○必要物資の受け入れ ○他機関との連携 ○被害箇所の復旧 ○教育委員会へ外部人材等の派遣要請（臨床心理士等）	○学校の教育活動の再開に向けた環境整備	9
フェーズ5 (2週間まで)	○被災施設の応急復旧（本格的な復旧作業の前段階）開始 ○教育活動の全面的再開に向けた教育委員会との連携	○生徒の進路に関する調整	5
フェーズ6 (1か月まで)	○被災施設の改修（軽微な改修） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理の継続 ○学校の再開		4

※フェーズ4以降は、ローテーションを導入し、引き続き24時間任務に対応する。

※緊急避難施設に指定されている学校についての避難所業務は、この表には反映しない。

※下線のある業務は、特別支援学校のみ必要となる業務。

（４）執務時間外発災時のフェーズごとの職員数（府立学校版業務継続計画：BCP）

職員の確保【執務時間外の発災】							
○ フェーズごとの職員数（必要・参集可能、応援・受援）【執務時間外の発災】 【想定：震度6弱以上の地震】							
学校名	職員数	フェーズ					
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
府立八尾支援学校	必要	15	20	16	9	5	4
	参集可能	111 (111)	24 (135)	7 (142)	0 (142)	0 (142)	0 (142)
	応援	10	10	27	101	119	147
	受援	0	0	0	0	0	0
【職員数過不足状況】 【確保対策】 ○ 災害発生から発災後3時間までに必要な職員数の確保のため、職員は公共交通機関が停止している場合は、可能な限り自転車によって勤務場所に参集する。 ○ 発災後数日間は交代要員の確保が容易ではないと想定されるため、長時間勤務に備えて可能な範囲で休憩等を取る。							

【留意事項】

- ・執務時間外の発災時に参集する際には、職員自身で食料・飲料水（目安：1～3日分）、毛布、簡易トイレ等を可能な範囲内で持参する。毛布の代替品は、エマージェンシーブランケット、アルミブランケット等が軽量かつコンパクトで、持参しやすい。
- ・非常時優先業務に従事しない教職員を中心として、二次災害発生の懸念のない範囲内で、積極的に児童生徒や教職員、来校者等の救助を行う。

（５）教職員及び児童・生徒の安否確認の方法について

- ①管理外における児童・生徒等の安否確認方法
→ マチコミメール及び電話等による確認
- ②教職員の連絡体制及び安否確認の方法
→ マチコミメールを利用した確認。

6 防犯・防災避難訓練実施日及び災害想定等

（１）訓練計画

	実施日	想定内容（複数の場合は全てに「○」と記入する。）			
		地震	火災	Jアラート	その他
1	4月9日～4月16日				通学バス避難学習 小・中・高対象
2	4月26日	○			児童生徒引継ぎ訓練 保護者参加型
3	5月1日		○		火災避難訓練 小・中・高対象
4	6月9日～13日				不審者避難学習 小・中・高対象
5	6月11日				教職員防犯研修 全職員対象
6	10月27日	○		○	地震避難訓練 小・中・高対象

（２）避難合図は、火災報知器、ベル、校内放送又は、携帯マイク等による。

（３）避難経路、避難集合場所は、別途定めるところによる。

7 消防設備等の点検

防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能等について点検を実施し、年1回八尾市消防本部長に報告する。

8 夜間及び休日等の警備

夜間及び休日等の学校警備業務は、警備会社に委託してこれを行う。

- (1) 警備方法は警報警備方式による。
- (2) 警備実施時間は、原則として学校が無人の状態にあるときとする。
- (3) 非常事態発生時における警備会社の措置
 - ① 警備会社は警備実施時間中、事故等が発生したときは、巡回警備員を直ちに急行させる。ただし、火災の場合は、直ちに消防署へ連絡する。

9 光化学スモッグに対する処置

- (1) 予報・注意報・警報が発令された場合は、旗、放送によって直ちに校内に伝達し、それぞれに応じた処置をとる。
- (2) 症状があらわれた場合は、保健室に連絡して適切な処置をとる。

10 大規模災害時初期対応マニュアル（学校避難所運営方策）

(1) 想定される被害状況と避難住民の規模

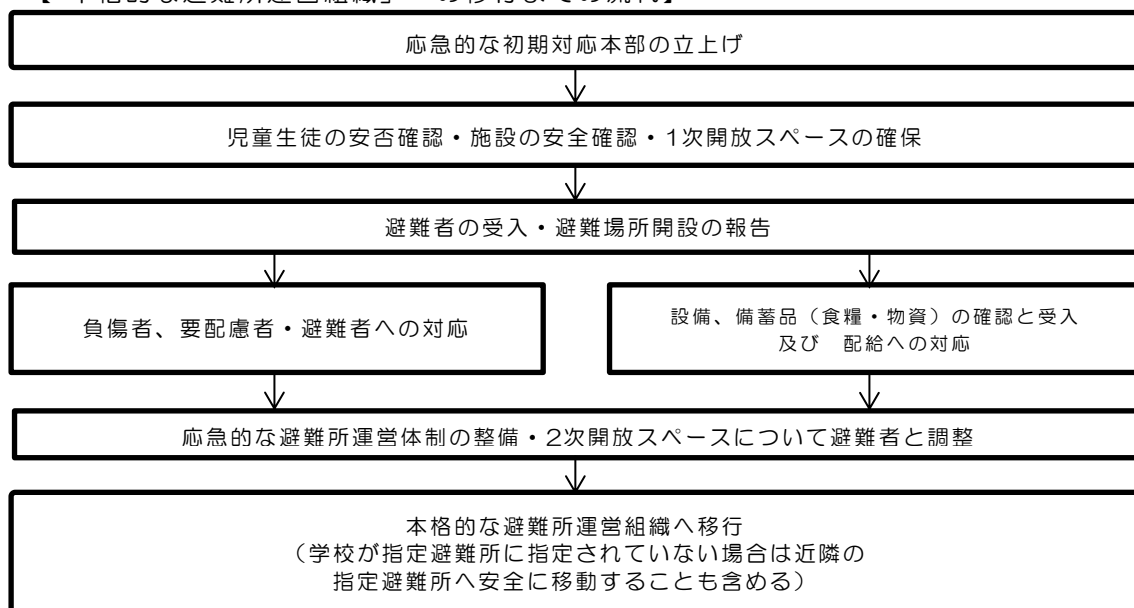
- | | |
|-----|---|
| 想定1 | 震度7の地震が発生し、近隣住宅の多くが被災。指定避難所の学校に入りきれない住民が本校へ避難することが予想される。
電気・ガスなどのライフラインが遮断され、校内の各所で窓ガラスや天井の一部が破損している状況である。 |
| 想定2 | 台風等による急な大雨により、用水路から水が溢れ出し、近隣住宅に被害が出たため本校に避難行動を開始。 |

(2) 災害時関係連絡先

- | | | |
|---------------------------------------|----|--------------|
| ・八尾市危機管理課 | 電話 | 072-924-9870 |
| ・大阪府教育庁教育振興室支援教育課生徒支援グループ | 電話 | 06-6941-0618 |
| 支援教育学事・教務グループ | 電話 | 06-6944-9362 |
| ・地元住民代表
(上之島地区福祉委員会委員長 [REDACTED]) | 電話 | [REDACTED] |

(3) 応急的な初期対応

【「本格的な避難所運営組織」への移行までの流れ】



※1次開放スペースは住民が必要時に自主的に利用できるスペース、
2次開放スペースは状況に応じて教職員と調整の上、使用するスペースを示します。

【応急的な初期対応本部】

役 職	氏 名		備 考
本部長（１名）	校長		校長不在の場合は准校長、もしくは副本部長（教頭）が代行する。
本部長補佐（１名）	准校長		
副本部長（校内 ３名）	教頭① 教頭②	事務長	
部署等	担当者等		
・ 救助部	首席①	緊急対応係	
・ 保健部	首席②	養護教諭	
・ 応急復旧部	首席③	事務主査	
・ 安全点検部	生活安全部長	生活安全部	担当は安全管理G長
・ 生徒情報集約	各部主事	各学年主任	

【初期対応時役割分担】

部署	担当	役割
全体指揮	管理職	・緊急対策本部との調整 ・情報の集約と避難指示等の判断 ・判断の円滑な伝達 ・地域の災害情報収集 ・避難所開設等の情報収集 ・避難者等（児童生徒含む）への情報提供
事務室	事務長 事務職員	・緊急通報 ・被害情報の集約 ・ライフライン確保 ・危険箇所の点検・管理 ・避難者受入管理（名簿作成等）
救助部	首席① 緊急対応係	・被災状況の確認 ・要救助者の確認 ・保健担当への引継ぎ
保健部	首席② 養護教諭	・避難者等（児童生徒含む）の保健衛生管理 ・応急処置や医療活動支援
応急復旧部	首席③ 事務主査	・ライフライン確保 ・危険箇所の点検・管理
安全点検部	生活安全部長 安全管理G長	・危険箇所の点検・管理 ・防火・防犯
児童生徒対応	各部主事 各学年主任	・児童生徒の安否確認
要配慮者支援	支援教育部	・避難者等（児童生徒を含む）の配慮を必要とする方の相談対応及び支援

(4) 学校施設の使用方法 ※校内敷地使用計画（配置図）・施設使用計画（配置図）を参照
【災害時の児童生徒使用場所】

対象・用途等	避難者使用場所	想定人数等
滞留する児童生徒	体育館	440人

【災害時の避難者使用場所（1次開放スペース）】

対象・用途等	避難者使用場所	想定人数等
一般住民	集会室	125人
要配慮者	家庭科室	13人
	組み立て室	12人

※1次開放スペースは住民が必要時に自主的に利用できるスペース

【災害時の避難者使用場所（2次開放スペース）】

対象・用途等	避難者使用場所	想定人数等
疾病者対応	保健室	4
要配慮者	家庭科室	13人
	組み立て室	12人
支援物資置き場	粘土室	
男子更衣室	木工室	10人
女子更衣室	金工室内準備室	10人
一般住民用トイレ	集会室下トイレ	

※2次開放スペースは状況に応じて教職員と調整の上、使用するスペース

【災害時も学校運営などのため避難者が使用できない場所】

- ・校長室 ・准校長室 ・事務室 ・職員室 ・OA室
- ・LAN教室 ・図書室 ・音楽室 ・美術室（第1・2・3）

(5) 学校敷地の使用方法

【災害時の敷地利用割り当て一覧（1次開放スペース）】

用途等	避難者使用場所	備考
避難者受付	小学部玄関前スペース	

【災害時の敷地利用割り当て一覧（2次開放スペース）】

用途等	避難者使用場所	備考
物資配給場所	バス車庫前スペース	
ごみ置き場	共有倉庫前	
炊き出し	体育館横南側スペース	
仮設トイレ	プール南側スペース	

【災害時も学校運営などのため避難者が使用できない場所】

- ・体育館
- ・集会室以外の全棟2階以上

(6) 資材・備蓄品等の保管場所

【児童生徒用および地域住民用資材・備蓄品等一覧】

保管場所（共用倉庫） 点検者（生活安全部：防災担当） 最終点検日 （2025年7月）

備蓄品名	数量	使用期限
水(500ml)	432本	2030年 9月
純天然アルカリ保存水(500ml)	1680本	2031年 8月
非常用飲料水	432本	2026年 10月
保存用ビスケット	1410個	2026年 3月
カロリーメイト	420食	2026年 5月
ビスコ	70缶	2027年 4月
野菜一日これ一本	420缶	2027年 4月
尾西のライスクッキー いちご味	432箱	2028年 8月
ひだまりパン	612個	2029年 7月
フルーツミックス	96個	2026年 7月
フルーツみつめ	96個	2026年 12月
杏仁フルーツ	96個	2026年 12月
厚切りパイ	96個	2026年 12月
パイ&みかん	96個	2027年 2月
温めずにおいしい野菜シチュー	570個	2029年 4月

備蓄品名	数量
ブレスエアー敷マット	15
マイクロファイバーアルミひざ掛け	350(50×7箱)
アルミ保温シート	20枚＋10枚
オールウェザーブランケット	5
エマージェンシーブランケット	70個（1箱）
簡易カイロ	1200（12箱）
非常用ウェットタオル	180（60×3箱）
超・防災用ウェットティッシュ 5年保証200個入り	1
エアーマット	1
エアーマット暖セット60組	1
発電機	5
発電機用ボンベ（純正）（使用期限あり）	12
発電機用エンジンオイル	5
ハロゲン投光機セット	2
サンデンリール電工ドラム	3
手回しラジオ(ミニライト付)	24
LEDランタン	41
LEDソーラーランタン 3way高輝度	126
カセットコンロ	12
カセットコンロ風丸Ⅱ	8
ヘルメット	40（20×2）
簡易トイレ	1
簡易トイレ	3600(400回分×9)

生理用品 昼用１５袋・夜用１５袋オールタイムカウンタークロス	30
避難所用間仕切り	20(10枚組2箱)
パックタオル	350(50×7)
ジャージ等着替え	229
ポリ容器（ウォータータンク）	90(30入×3)
消火バケツ	20
コインおしぼり	60袋(4個入)
救急シート	145
ハンディメガホン	5
簡易ライト	11
テントセット	250
畳	12
カセットボンベ（使用期限あり）	96
ポリ容器（ウォータータンク）	30個
非常用トイレ	2000回分（4箱）
無印良品ポリケース	2個

（７）関係連絡先など（Ｒ６）

【学校施設入口鍵管理者表】

施設名	鍵保管場所 （鍵保管者）	住所・電話番号
正門及び裏門	ダイヤル錠 （准校長：坂田享介）	

【その他関係連絡先】

- ・安全衛生に関すること
保健体育課 保健・給食グループ ０６－６９４４－９３６５
- ・施設損傷等に関すること
施設財務課 施設管理グループ ０６－６９４４－６９１６

11 Jアラートによるミサイル発射情報の対応

（１）あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

- ① 児童生徒等の避難方法や安全確保の方策
下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。
- ② 児童生徒等の安否確認方法
本防災計画の５．災害があった場合の措置（１）（２）の通り対応する。
- ③ Jアラートが発信された場合のバス利用時の行動や学校との連絡方法
支援学校の通学バスや校外活動時など、あらかじめバスの委託業者等と確認する。

＜バス利用時の対応＞

Jアラートが発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。その後、乗車している児童生徒等の人数や状況に応じて、可能な場合には、児童生徒等を建物の中に避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

（支援を要する児童生徒等に関しては、落ち着いて行動ができるように配慮すること。）

(2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

① 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合⇒ できる限り建物の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

② 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

(3) 大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の府立学校の対応

① Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在校時	校舎内・体育館への避難や建物内では窓から離れるなど、児童生徒等を速やかに避難誘導
登校前	自宅待機
登下校時	学校に登校した、又は下校していない児童生徒等を校舎内・体育館などへ、速やかに避難誘導
校外活動時	引率教員等は、児童生徒等を建物の中などへ速やかに避難誘導

② 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下	大阪府域に落下
臨時休業の取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校時	教育活動を再開			①原則として児童生徒等を学校で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

登下校時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ＊始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、高等学校課学事グループ、または、支援教育課学事・教務グループまで報告する	＊学校に登校した、又は下校していない児童生徒等については、在校時に準じた対応を行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開	①児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

万が一、D（大阪府域に落下）の事態が生じた場合の対応については、府教育庁から別途指示が出る。

12 水害時の避難確保計画

(1)目的

水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(2)教職員の配備体制及び招集について

配備体制及び招集、学校防災体制は以下のとおりとする。

	配備体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
非常1号配備	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 洪水注意報発表 ➢ 恩智川（治水緑地地点）氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	生活安全部
非常2号配備	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➢ 洪水警報発表 ➢ 恩智川（治水緑地地点）氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	生活安全部
		使用する資器材の準備	生活安全部
		保護者への事前連絡	各担任
		周辺住民への事前協力依頼	教頭
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ➢ 恩智川（治水緑地地点）氾濫危険情報発表	児童生徒等の避難誘導	各担任 生活安全部
		施設内全体の避難誘導	各担任 生活安全部

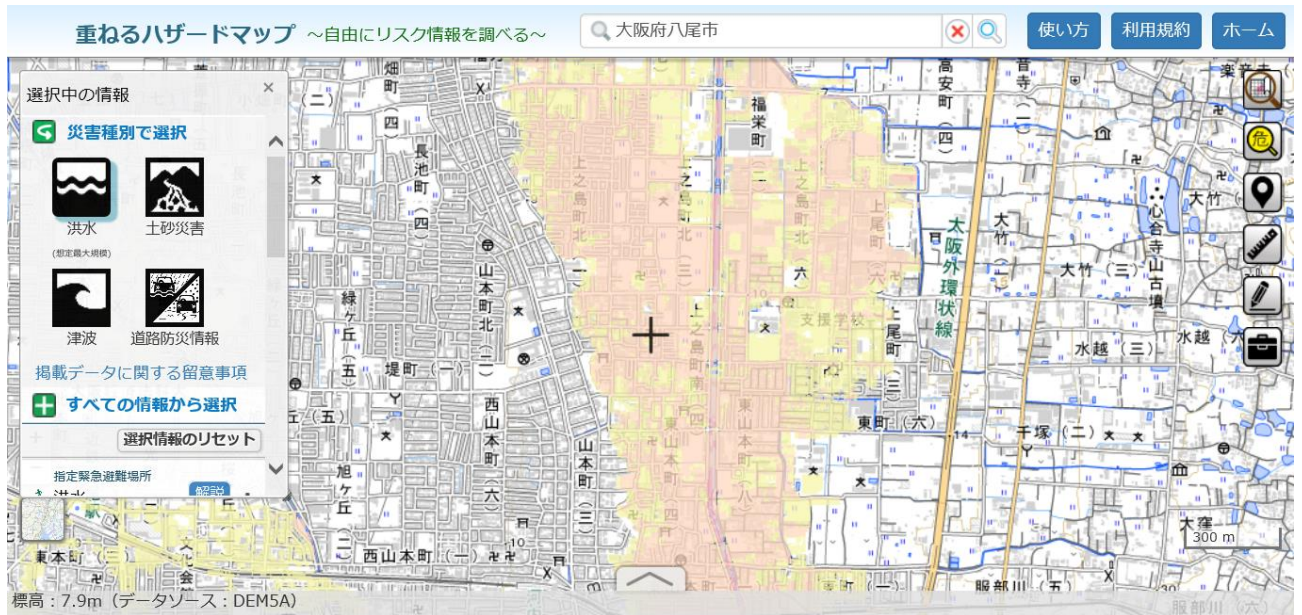
(3)洪水に対する防災計画（洪水・内水が対象）

①避難施設名及び使用目的について

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から以下とする。

使用施設、使用目的等	
避難施設	八尾支援学校（学校が対象であれば上層階）
使用目的	被災者の避難場所、負傷者・病人の応急処置
配慮事項	負傷者、病人、児童生徒等の実情に応じて対応が必要

②避難施設の所在



③情報収集・伝達

I. 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
恩智川の洪水予報、水位到達情報※洪水リスクのある河川	市町村からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
恩智川の水位と状況 ※洪水リスクのある河川	大阪府管理河川の場合 以下のホームページで河川水位を確認することができる。 - 河川防災情報（水位情報） http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/ - 以下のホームページで河川の状況（カメラ）が確認できる。 河川防災情報（映像情報） http://www.osaka-pref-rivercam.info/
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市町村役所のウェブサイト）、緊急速報メール

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

II. 情報伝達

- ・「緊急連絡網」に基づき、また校内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を学校関係者間で共有する。
- ・徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

13 熱中症対策ガイドライン

運動場・体育館での活動、徒歩学習の実施判断基準を、暑さ指数計を活用して統一し、熱中症事故防止のため、以下の通りとする。

- ① 授業担当者が運動前後（授業中の給水時）の暑さ指数を確認、記録（運動場・体育館）
 - ・決められた場所に暑さ指数計を設置。指数計の下に記録ファイルがあるので、授業前・授業後は必ず暑さ指数（WBGT）を記入する。運動場では、暑さ指数（WBGT）31℃以上であ

- 体育館、集会室では、暑さ指数（WBGT）31℃以上でも運動は可とするが、激しい運動は避け、必ずエアコン使用する。また必要に応じて大型冷風機を併用する。
- 運動を行わない場合であっても、熱中症対策と炎天下の中での長時間の活動は控える。

- ・晴天時の、１２時００分に生活安全部（保健衛生G）が運動場の暑さ指数を測定する。
- ・暑さ指数（WBGT） 31°C 以上の場合は運動場での運動（昼休みも含む）は実施しない。
- ・測定時に暑さ指数（WBGT） 31°C 以上の場合は、全校放送で注意喚起を行う。
- ・暑さ指数（WBGT）が 28°C 以上の場合は、昼休みの運動場、体育館での活動の際は、教師が常に児童生徒の表情や様子を確認する。

全校放送の文言　 28°C 以上・・・「現在、気温が上昇しています。外で活動する際は、水分補給を忘れずにしましょう。」

31°C 以上・・・「現在、気温がとても高いです。教室など涼しい場所ですごしましょう。」

- ・ 徒歩学習について：暑さ指数（WBGT）31℃以上は実施しない。
31℃以下の場合でも、暑い時は日陰でいつも以上に多めに休憩する。
- ・ マスクを着用し、運動や炎天下の中での活動においての注意点
 - ① 呼吸で身体を冷やすことが難しく、むしろ体温を上昇させてしまう。
 - ② 顔の半分が覆われているため、熱がこもりやすくなる
 - ③ マスクによる加湿で、口の渇きが感じにくくなる。
 - ・ こまめに水分補給を行う。
 - ・ 炎天下の中で、マスクを着用したままの活動は控え、別の活動に切り替える。

(072) 992-0262